

## 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正等について（概要）

総務部総務管財室

### 1 主な改正の理由

新庁舎整備について、ふるさと元気寄附の募集を工期末に合わせ終了するとともに、整備に伴い役割を終えた庁舎建設基金を廃止する必要がある。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正（第1条関係）

工期末に合わせ、ふるさと元気寄附の募集を終了させるため、寄附金の使途指定から第5号「新庁舎の整備に関する事業」を除く改正を行う。

新	旧
(寄附金の使途指定) 第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号（第5号を除く。）に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。	(寄附金の使途指定) 第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。
2 略	2 略

#### (2) 和泉市庁舎建設基金条例の廃止（第2条関係）

庁舎の整備に伴い役割を終えた庁舎建設基金について年度末に廃止するため、第2条で和泉市庁舎建設基金条例の廃止を行う。

#### (3) 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正（第3条関係）

基金廃止に伴い、第3条でふるさと元気寄附条例の基金の管理に関する規定の整備を行う。

新	旧
<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第4号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第5号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 新庁舎の整備に関する事業</u></p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 前条第5号の事業 和泉市庁舎建設基金条例(平成4年和泉市条例第9号)の規定に基づく和泉市庁舎建設基金</u></p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号<u>(第5号を除く。)</u>に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>

### 3 施行期日

第1条の規定(ふるさと元気寄附の募集終了)は、令和4年12月29日から施行し、第2条及び第3条の規定(庁舎建設基金の廃止関係)は、令和5年3月31日から施行する。

## 和泉市庁舎基金の状況

年度	積立額(円)	取崩額(円)	備考
平成4年度	1,200,000,000	0	
平成5年度	26,345,000	0	
平成6年度	20,275,000	0	
平成7年度	21,640,000	0	
平成8年度	7,010,000	0	
平成9年度	6,150,000	500,000,000	
平成10年度	3,750,000	0	
平成11年度	2,450,000	0	
平成12年度	930,000	0	
平成13年度	710,000	0	
平成14年度	290,000	0	
平成15年度	230,000	0	
平成16年度	230,000	0	
平成17年度	230,000	0	
平成18年度	990,000	0	
平成19年度	1,790,000	0	
平成20年度	2,530,000	0	
平成21年度	1,640,000	0	
平成22年度	820,000	0	
平成23年度	370,000	0	
平成24年度	340,000	0	
平成25年度	340,000	0	
平成26年度	340,000	0	
平成27年度	340,000	0	
平成28年度	200,190,000	0	・躍進プラン 2億積立
平成29年度	200,140,000	0	・躍進プラン 2億積立
平成30年度	380,410,000	0	・躍進プラン 2億積立 ・ふるさと納税 ￥18,0264,000.-
平成31年度 令和元年度	205,000,000	50,850,960	・躍進プラン 2億積立 ・ふるさと納税 ￥4,809,000.-
令和2年度	22,056,024	191,355,064	・ふるさと納税 ￥21,928,000.-
令和3年度	15,791,922	724,901,922	・ふるさと納税 ￥15,752,000.-
令和4年度	予算 151,000	予算 754,200,000	・ふるさと納税(予算) ￥5,000,000.-
	2,323,478,946	2,221,307,946	

議案第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例制定について

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

新庁舎整備について、ふるさと元気寄附の募集を工期末に合わせ終了するとともに、整備に伴い役割を終えた庁舎建設基金を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例（案）

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第1条 和泉市ふるさと元気寄附条例（平成20年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（寄附金の使途指定）	（寄附金の使途指定）
第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号 <u>（第5号を除く。）</u> に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。	第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。
2 略	2 略

（和泉市庁舎建設基金条例の廃止）

第2条 和泉市庁舎建設基金条例（平成4年和泉市条例第9号）は、廃止する。

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第3条 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（事業の区分）	（事業の区分）
第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」	第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」

新	旧
<p>という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第4号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第5号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>新庁舎の整備に関する事業</u></p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第5号の事業 和泉市庁舎建設基金条例(平成4年和泉市条例第9号)の規定に基づく和泉市庁舎建設基金</u></p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号(第5号を除く。)に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年12月29日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和5年3月31日から施行する。